

第 20 回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	17
損益計算書	-----	19
株主資本等変動計算書	-----	20
個別注記表	-----	21
連結貸借対照表	-----	26
連結損益計算書	-----	28
連結株主資本等変動計算書	-----	29
連結注記表	-----	30
監査報告書 謄本	-----	36

本州四国連絡高速道路株式会社

事業報告

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

1. JB本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の改築、維持・修繕、料金収受・交通管理等を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業等を行っています。

当事業年度（令和6年4月～令和7年3月）における我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあるところです。

このような経済環境の中、当社グループは、『インフラ経営』のリーディングカンパニーを目指して「次世代への挑戦」に向けた第一歩を示した、中期経営計画「行動計画 2022-2024」の確実な達成に向けて、高速道路を取り巻く環境の変化や潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けるために、「『持続可能な高速道路』への挑戦」、「『長大橋技術企業』として、『200年橋梁』への挑戦」、「『瀬戸内企業』として、『瀬戸内の未来』への挑戦」、「『成長し続ける企業グループ』への挑戦」に取り組みました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は前事業年度比 1.8%増の 45,784 千台となり、料金収入は前事業年度比 1.7%増の 67,242 百万円となりました。

本四高速道路は本州四国間の観光・生活・物流に欠かせない重要な交通インフラであることから、引き続き安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実、万全な維持管理に取り組みました。

関連事業においては、休憩所等事業の収益は、サービスエリア等の売上がコロナ禍以前の水準まで回復したこともあり前事業年度比 18.0%増の 1,809 百万円、受託事業等の収益は前事業年度と同水準となったことから、関連事業の収益は前事業年度比 5.5%増の 4,671 百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は 80,981 百万円（前事業年度比 7.9%減）、営業費用は 80,356 百万円（同 7.9%減）、営業利益は 625 百万円、経常利益は 907 百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益

は 760 百万円（前事業年度は 868 百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

① 高速道路事業

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和 6 事業年度の事業計画に基づき、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理等に取り組みました。

当事業年度の主な取組として、まず改築については、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、用地取得を継続すると共に、道路改築を推進しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状については、ご利用されるお客様への影響及び構造物としての機能への影響を考慮し、優先的に補修すべき箇所から補修を実施しました。また、当社の経営理念に掲げた 200 年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋の塗替塗装等の予防保全の取組を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及び土構造物排水施設改良工事を引き続き実施しました。耐震対策としては、大規模地震発生時における本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。特に、陸上部区間については、地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行い機能確保のための対策を概ね完了するとともに、それ以外の地域にある橋梁や高速道路を跨ぐ橋梁の耐震補強についても推進しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を期するとともに、持続可能な料金所機能の維持や感染症リスクの軽減を図るため、令和 6 年度には瀬戸中央自動車道の水島料金所の ETC 専用化を実施した他、西瀬戸自動車道の向島インターチェンジの ETC レーン増設が完成しました。

また、台風、強風等による通行止めの際は、通行止めが予測される概ね 72 時間前よりその可能性を周知することに努め、外出自粛（出控え）及び迂回ルートを選択や運行計画等の変更をお願いし、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを行うことにより、お客様へ安全、安心な交通機能を提供しました。

さらに、本四高速道路の利用促進については、中四国経済界及び自治体等から構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」への参画、関係自治体との懇談会の開催等を通じて、地域との緊密な連携を図ることで、交流人口の増加に向け取り組みました。

高速道路事業の営業収益は、料金収入 67,242 百万円（前事業年度比 1.7% 増）に道路資産完成高 8,777 百万円及びその他の売上高等 289 百万円を加えた 76,310 百万円

となりました。

また、機構に支払う道路資産賃借料は、料金収入の実績が計画収入の一定割合を超えて変動した際に賃借料の増減算を行うことになっていることから、協定に基づく計画額 41,591 百万円より 5,385 百万円増額した 46,977 百万円となりました。営業費用は、この道路資産賃借料に道路資産完成原価 9,086 百万円及び管理費用 20,284 百万円を加えた 76,347 百万円となり、この結果、高速道路事業営業損失は 37 百万円となりました。

② 関連事業

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、鉄道施設の管理や長大橋技術を活用した調査・設計等の受託事業等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、ドッグランなどお客様により快適にご利用いただくための施設の追加整備や、地域と連携した地元特産品の販売、地元特産品を活かした新メニューの開発等により、売上の向上に取り組みました。

受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の塗替塗装他の維持修繕等を実施しました。

また、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用し、地方公共団体等の委託に基づき、安芸灘大橋等の長大橋に関して維持修繕等の技術支援等を実施しました。

加えて、国から一般国道 317 号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から大鳴門橋自転車道設置工事等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

さらに、不動産賃貸事業として、社宅機能を廃止した建物の有効活用による賃貸住宅の運営を開始しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が 4,671 百万円、営業費用が 4,008 百万円となり、関連事業営業利益は 662 百万円となりました。

〔地域連携の取組〕

瀬戸内地域に立脚する企業として、地域との連携を図りながら、瀬戸内地域の活性化に向けた取組を進めました。また、瀬戸内しまなみ海道開通 25 周年を記念した取組も実施しました。

インフラツアーでは、明石海峡大橋、瀬戸大橋、来島海峡大橋等の各橋梁において、塔頂体験等のツアーを実施しました。また、サービスエリア等を拠点として地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンを引き続き展開し、地域イベントやスイーツをテーマにした地域の飲食店も参加するスタンプラリーを実施しました。さらに、美術館等の企画展をテーマにした「せとうちアート通信」の発刊等、発信力の

強化にも積極的に取り組みました。加えて、サイクリングによる広域連携を推進するため国、地域経済団体から構成される「Setouchi Vélo 協議会」や、大阪・関西万博開催を見据えた、「せとうち美術館ネットワーク」加盟施設及び関係団体から構成される「せとうちアートエキスポ 2025」実行委員会の開催等、連携体制の強化にも引き続き取り組みました。

③ 当社の個別の業績

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が 76,323 百万円、営業費用が 76,169 百万円となり、高速道路事業営業利益は 153 百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が 2,639 百万円、営業費用が 2,580 百万円となり、関連事業営業利益は 58 百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は 211 百万円、経常利益は 494 百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は 437 百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額 23,110 百万円の借入れを行いました。

種 別	借入日	借入額
		(百万円)
長期借入金（機構）	令和 6 年 4 月 30 日	68
長期借入金（金融機関）	令和 7 年 2 月 28 日	23,000
長期借入金（機構）	令和 7 年 3 月 31 日	42

② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ．当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金所安全通路の設置

〔関 連 事 業〕 社宅を賃貸住宅へ転用するためのリノベーション

ロ．当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC 設備等の更新

(3) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期 (当事業年度)
売上高(百万円)	70,383	89,179	87,995	80,981
当期純利益(百万円)	370	349	868	760
一株当たり当期純利益(円)	46.29	43.63	108.52	95.06
総資産(百万円)	81,985	87,833	89,416	89,048

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期 (当事業年度)
売上高(百万円)	69,000	87,588	86,266	78,962
当期純利益(百万円)	334	171	466	437
一株当たり当期純利益(円)	41.78	21.42	58.37	54.65
総資産(百万円)	75,190	81,084	82,755	81,623

(4) 対処すべき課題

当社グループは、世界最高水準の技術と世界最大規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成される本四高速道路を、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、万全な維持管理やサービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

また、本四高速道路は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円の経済効果と推計され、瀬戸内地域にとどまらず、国土の発展に大きく寄与しています。

通行料金については、令和5年12月に国土交通省より公表された「『新たな高速道路料金に関する基本方針』の改訂について」に基づき、全国路線網の高速道路債務の償還に与える影響に鑑みて、3つの料金水準（普通区間・大都市近郊区間・海峡部等特別区間）とすることに伴う料金水準の引下げについて、ETC車を対象として10年間（令和16年3月まで）継続することとなりました。

加えて、自然災害の激甚化・頻発化、高速道路に対する新たなニーズの高まり、少子高齢化、気候変動など、急速かつ不確実な社会環境の変化に対応しています。

令和6年度は、本四高速道路の通行台数は過去最高となり前事業年度比1.8%増、料金収入も前事業年度比1.7%増となり、コロナ禍以前の水準を上回りました。また、サービスエリア等の売上は、前事業年度比3.8%増、令和元年度比13.3%増となり、コロナ禍以前の水準まで回復しました。当社グループの経営安定化に向けて、更なる通行台数の増、料金収入、サービスエリア等の売上向上に取り組むことは、令和7年度以降も引き続き重要な課題になります。

このような状況において、当社グループは、令和7年3月に、10年後にありたい姿を示す「JB 本四高速グループビジョン2035」、そして、2035年のビジョンを実現するための3ヶ年のストーリーである「中期経営計画 2025-2027」を策定しました。

以上を踏まえ、令和7年度においては、次の具体的な事項に取り組みます。

〔2035年への道のり①～安全・安心・快適を追求し本四間の移動を支えます～〕

イノベーションを加速させ、インフラの長寿命化や管理の高度化・効率化・省力化を進め、交通渋滞を最小化し、災害や事故への対応力を強化することで、より安全・安心・快適なサービスを提供します。また、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化、次世代につなぐSA・PAへの進化、自動運転技術への対応により、利便性とサービスの向上を目指します。

本四連絡橋が直面する様々な環境変化や老朽化への対応と、イノベーションによる「予防保全2.0」への進化により、200年以上にわたりライフサイクルコスト（LCC）を最小化し本四連絡橋を長寿命化する「200年橋梁」の実現をより確かなものにします。

これからも安全、安心、快適に高速道路を利用していただくため、点検・補修を確実に実施する等の着実な維持管理を実施するとともに、基盤となる高速道路事業の高度化・効率化を進め、橋梁耐震補強の推進、防災体制の強靱化、逆走防止対策、交通監視・施設監視・情報提供のシステム高度化、サービスエリア等の施設の整備等に取り組みます。

〔2035年への道のり②～瀬戸内地域の発展と橋梁技術の課題解決に貢献します～〕

多様なパートナーと連携し、瀬戸内地域の活性化に取り組み、持続可能な発展に貢献します。さらに、橋梁技術のコンサルティング機能を強化し、技術者の派遣や育成事業を拡充することで、国内外の橋梁に関する課題解決に貢献します。

「環瀬戸内海地域交流促進協議会」が掲げる2028年度の目標交流人口6,742万人（2013年度比1,000万人増）を目指し、瀬戸内地域の国や地方公共団体、観光施策を推進する事業者等との連携を更に強化し、観光需要の回復に努め、インフラツーリズムの深化や、次世代につなぐSA・PAへの成長に向けた休憩・商業施設の機能充実や施設の脱炭素化の推進、地域と連携したSA・PAの拠点化により、施設利用者増、顧客満足度向上、売上向上に取り組み、瀬戸内地域の活性化に貢献します。

更に、技術支援実施件数、長大橋技術支援人材保有数の数値目標を新たに掲げ、橋梁技術コンサルティング事業等による技術支援を拡大します。

〔2035年への道のり③～サステナビリティ経営を深めます～〕

本四高速道路を通じて瀬戸内地域の持続可能な発展を支えるため、インフラの整備と地域社会との連携を強化してきました。今後は、環境保全や脱炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、ガバナンスの向上、インフラの強靱化、多様性を尊重し誰もが活躍できる社会の実現など、さまざまなサステナビリティ課題にも積極的に取り組んでいきます。

2013年度を基準とした事業活動によるCO2排出量（Scope1とScope2）半減時期について、令和5年度に策定した「JB 本四高速グループカーボンニュートラル推進戦略」に定めた2030年度から3年前倒しし、2027年度の達成を目指します。

〔2035 年への道のり④～魅力と誇りに満ちた企業グループに成長します～〕

働きやすさとやりがいを追求し組織力を高めることで、社員の成長を実現します。そして、業務の効率化や生産性向上を進め、全ての社員が使命感とリーダーシップを発揮するプロフェッショナル集団として、社会に信頼され必要とされる JB 本四高速グループへと成長します。

瀬戸内地域の課題解決に向けた活動の深化や新事業展開により、人・物の交流、瀬戸内地域に関係を持つ人々で賑わう瀬戸内地域の実現に貢献します。

また、対話によるコミュニケーション、体系的な成長支援、自律的な学びの機会創出、組織活性化による人材力・組織力の強化に取り組み、社員エンゲージメントの向上を目指します。

当社グループは「つなぐ力」をもって広く社会に貢献する企業グループを目指し、貴重なインフラを次世代へとつなげていくため、当社グループ一丸となり、未来を見据え、夢を実現する、決して諦めない「本四 DNA」を大切にし、今後も社会貢献に尽力してまいります。

（５）主要な事業内容

① 高速道路事業

イ．高速道路の新設、改築及び高速道路の維持・修繕、災害復旧その他の管理

② 関連事業

イ．休憩所等事業

ロ．道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ．鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ．長大橋の調査・設計等受託

ホ．その他の事業（占用施設活用事業等）

（６）主要な事業所及び使用人の状況

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通 4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門 5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町 549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島 2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津 4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町 6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路 751-2

② 使用人の状況

(1) 当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数
高速道路事業	(人) 944
受託事業	
休憩所等事業	31
その他の事業	
全社（共通）	98
計	1,073

(注) 使用人数には、臨時の使用人を含めていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
392 名	12 名増	42.2 歳	18.6 年

(注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めています。

また、常務執行役員 1 名、執行役員 1 名及び常勤嘱託社員 6 名を含めていません。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しています。

3. 当社では、「行動計画 2022-2024」で掲げている「次世代への挑戦」に取り組んでいく人材を育成するために、OJT や研修を通じて、若手社員への技術・ノウハウの継承を推進しています。

また、多様なライフスタイルの実現に向けた働き方支援を進めており、育児休業について、女性社員の取得率 100% の継続に加え、男性社員の取得率向上を達成すべく、仕事と家庭の両立支援制度の社員への周知徹底等の施策を進めています。

女性管理職比率は 1.5%、男性の育児休業取得率は 66.7%、男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）は、全ての労働者で 56.4%、うち正規労働者で 68.5%、非正規雇用労働者で 38.4% です。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項は、ありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイサービス株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収受管理、交通管理
本四高速道路ブリッジエンジニア株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持修繕、道路修繕
J B トールシステム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金収受機械保守整備、料金収入・交通量のデータ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	(百万円)
株式会社 SBI 新生銀行	5,400
信金中央金庫	5,000
株式会社 SMBC 信託銀行	4,500
株式会社広島銀行	2,300
株式会社常陽銀行	2,100

2. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数	32,000,000 株
② 発行済株式の総数	8,000,000 株
③ 当事業年度末の株主数	11 名
④ 株主の状況	

株 主 名	持 株 数	持株比率
	(株)	(%)
財 務 大 臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
後藤 政郎	代表取締役社長 会社の経営の総理	
今井 清裕	取締役 常務執行役員 (経営計画部及び保全部)	
森田 真弘	取締役 常務執行役員 (総務部、人事部、地域連携部及び監査部)	
森若 峰存	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
横内 啓太郎	監査役 (常勤)	
南部 真知子	監査役	株式会社神戸クレーザー会長 三共生興株式会社社外取締役 株式会社こうべ未来都市機構 社外取締役
飴野 仁子	監査役	関西大学商学部教授 センコーグループホールディ ングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役原田豊士氏は、令和6年6月27日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。
2. 監査役南部真知子氏及び飴野仁子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 株式会社神戸クレーザー、三共生興株式会社、株式会社こうべ未来都市機構及びセンコーグループホールディングス株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 当社は、監査役横内啓太郎氏、南部真知子氏及び飴野仁子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しています。
5. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	68	
監査役	4	22	
計	9	90	

(注) 1. 平成 17 年 9 月 27 日開催の創立総会において、取締役の報酬総額は年額 150 百万円以内、監査役の報酬総額は年額 70 百万円以内と決議されています。

なお、当社取締役の員数は 8 名以内、監査役の員数は 4 名以内と定款に定めています。

2. 報酬等の額に記載する他に、当期に退任した監査役 1 名に対し退職慰労金 5 百万円を支給しています。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	南部 真知子	当事業年度開催の取締役会 12 回全て及び監査役会 12 回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っています。
監査役	飴野 仁子	当事業年度開催の取締役会 12 回全て及び監査役会 12 回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っています。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しています。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しています。(最終改正：令和5年4月27日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的に開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外(弁護士)に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査部において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的視点から適切に管理します。

④ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査部に所属する使用人が行います。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査部に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査部の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査部が行う内部

監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱い
は行いません。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的
にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求める
など情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適
切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおり
です。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われ
ることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を12回開催し、全社の
に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、
社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進す
るための具体的な方針として「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社
内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、
コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対
応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象とし
たeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため社会的関心の高い事
例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）等、コンプライ
アンス研修を実施しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に
係る情報の保存及び管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCA
サイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、

その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、事故・インシデント再発防止検討会を設置し、原因究明、再発防止策を徹底して議論・改善し、安全に関するレベル向上を図っています。労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロに向けた取組については、安全巡視等の工事安全活動を実施しています。また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を当事業年度に 10 回開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、子会社における事業の進捗状況、リスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況、監査状況等を確認しています。また、グループ会社規程の整備や当社から子会社への取締役及び監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。なお、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会では、全子会社が参加し、連携した取組を実施しています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査部に所属する社員が、監査役の指示に基づき監査役の職務を補助しています。また、監査部に所属する社員の人事考課及び人事異動は事前に監査役と協議しています。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うこと等により、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		18,669	
高速道路事業営業未収入金		6,553	
未収入金		767	
未収収益		20	
短期貸付金		1,200	
有価証券		18,500	
仕掛道路資産		16,931	
未成工事支出金		516	
貯蔵品		486	
受託業務前払金		162	
前払金		334	
前払費用		41	
その他の流動資産		42	
貸倒引当金		<u>△ 2</u>	
	流動資産合計		64,223
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	133		
構築物	3,230		
機械及び装置	3,765		
車両運搬具	268		
工具、器具及び備品	95		
土地	134		
建設仮勘定	<u>125</u>	7,754	
無形固定資産		<u>293</u>	8,047
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	158		
構築物	253		
機械及び装置	11		
工具、器具及び備品	4		
土地	5,156		
建設仮勘定	<u>0</u>	5,585	
無形固定資産		<u>1</u>	5,587
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	1,021		
構築物	50		
機械及び装置	1		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	52		
土地	1,894		
建設仮勘定	<u>27</u>	3,047	
無形固定資産		<u>211</u>	3,258
投資その他の資産			
関係会社株式		248	
長期前払費用		5	
長期未収入金		7	
繰延税金資産		89	
その他の投資等		161	
貸倒引当金		<u>△ 7</u>	505
	固定資産合計		<u>17,399</u>
	資産合計		<u>81,623</u>

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	15,155		
未払金	1,088		
未払費用	25		
未払法人税等	127		
預り金	419		
受託業務契約負債	697		
契約負債	539		
前受収益	6		
賞与引当金	303		
	流動負債合計		18,362
固定負債			
道路建設関係長期借入金	34,881		
受入保証金	56		
退職給付引当金	6,849		
役員退職慰労引当金	14		
	固定負債合計		41,801
	負債合計		60,163
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金	4,000		
	資本剰余金合計		4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	4,830		
別途積立金	5,830		
繰越利益剰余金	2,798	13,459	
	利益剰余金合計		13,459
	株主資本合計		21,459
	純資産合計		21,459
	負債・純資産合計		81,623

損 益 計 算 書

令和6年4月1日令和7年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	67,242		
道路資産完成高	8,777		
受託業務収入	0		
その他の売上高	<u>301</u>	76,323	
営業費用			
道路資産賃借料	46,977		
道路資産完成原価	9,086		
管理費用	20,105		
受託業務費用	<u>0</u>	<u>76,169</u>	
高速道路事業営業利益			153
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	416		
鉄道管理受託業務収入	1,215		
その他受託業務収入	<u>1,006</u>	2,639	
営業費用			
休憩所等事業費	367		
鉄道管理受託業務費用	1,215		
その他受託業務費用	<u>997</u>	<u>2,580</u>	
関連事業営業利益			<u>58</u>
全事業営業利益			211
営業外収益			
受取利息		36	
有価証券利息		42	
受取配当金		81	
土地物件貸付料		113	
雑収入		<u>17</u>	292
営業外費用			
雑損失		<u>9</u>	<u>9</u>
経常利益			494
税引前当期純利益			
			494
法人税、住民税及び事業税			30
法人税等調整額			<u>27</u>
当期純利益			<u><u>437</u></u>

株主資本等変動計算書

令和6年4月1日 令和7年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
			安全対策・サービス 高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
令和6年4月1日残高	4,000	4,000	4,841	5,444	2,736	13,022	21,022	21,022
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立				386	△ 386	-	-	-
安全対策・サービス高度化積立金の取崩			△ 10		10	-	-	-
当期純利益					437	437	437	437
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 10	386	62	437	437	437
令和7年3月31日残高	4,000	4,000	4,830	5,830	2,798	13,459	21,459	21,459

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金収受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

（1）高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

（2）受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（表示方法の変更）

前事業年度において、「各事業共用固定資産」として表示していた「建物」、「構築物」及び「土地」の一部につきまして、事業区分の見直しに伴い、当事業年度より「関連事業固定資産」に含めて表示しております。また、固定資産の事業区分の変更に伴い、当該不動産の賃貸等に係る収益は前事業年度において、「土地物件貸付料」として表示しておりましたが、当事業年度より「その他受託業務収入」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価損

（1）計算書類に計上した金額 43百万円

（2）その他の情報

当社は、仕掛道路資産については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。当事業年度において、一部の仕掛道路資産の正味売却価額が取得原価を下回っていたため、43百万円の簿価切下げを行い、簿価切下げ後の金額をもって貸借対照表価額としております。また、簿価切下げ額は仕掛道路資産の評価損として「道路資産完成原価」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	12,764百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	478百万円
各事業共用有形固定資産減価償却累計額	1,560百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	13,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	31,878百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,219百万円
短期金銭債務	2,178百万円
長期金銭債務	17百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は77百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	486百万円
営業費用	7,528百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	27百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	2,155
賞与引当金	92
契約負債	169
未払事業税	33
税務上の繰越欠損金	477
その他	40
繰延税金資産小計	2,969
評価性引当額	△ 2,871
繰延税金資産合計	98

(繰延税金負債)

	百万円
譲渡損益調整勘定	△ 8
繰延税金負債合計	△ 8
繰延税金資産の純額	89

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い、当事業年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）に基づき、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	47,018百万円
一 年 超	1,778,890百万円
合 計	1,825,909百万円

令和7年3月24日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものです。

- 1．当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
- 2．道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,651,733	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	道路資産の借受	道路資産賃借料(注1)	46,977	高速道路事業営業未払金	9,740
						道路資産の引渡	道路資産完成高	8,777	高速道路事業営業未収入金	130
						債務保証	債務保証(注2)	13,100	—	—
							債務保証(注3)	31,878	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 令和7年3月24日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,825,909百万円であります。

(注2) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

二 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	本四高速道路ブリッジエンジ(株)	兵庫県神戸市中央区	50	点検管理長大橋維持修繕道路修繕	(所有)直接100%	点検管理・長大橋維持修繕・道路修繕役員の兼任	点検管理長大橋維持修繕等(注1)	8,667	高速道路事業営業未払金	1,798
									未払金	202
							資金貸付(注2)	1,200	短期貸付金	1,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 点検管理・長大橋維持修繕等の取引については、見積合わせなどの実施により、公正な価格で取引しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

なお、取引金額は、当期に貸し付けた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,682.49円
一株当たり当期純利益	54.65円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		21,838	
未収入金		7,482	
有価証券		18,500	
棚卸資産		17,492	
その他		418	
貸倒引当金		△ 2	
	流動資産合計		65,730
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	8,086		
機械及び運搬具	4,027		
土地	8,753		
リース資産	179		
その他	490	21,537	
無形固定資産		575	
投資その他の資産			
投資有価証券	404		
長期未収入金	7		
繰延税金資産	192		
その他	607		
貸倒引当金	△ 7	1,204	
	固定資産合計		23,318
	資産合計		89,048

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	15,622	
リース債務	69	
未払法人税等	173	
受託業務契約負債	697	
契約負債	539	
賞与引当金	589	
その他	557	
流動負債合計		18,250
固定負債		
長期借入金	34,881	
リース債務	128	
退職給付に係る負債	6,600	
役員退職慰労引当金	48	
負ののれん	112	
その他	433	
固定負債合計		42,203
負債合計		60,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	
資本剰余金	4,000	
利益剰余金	19,893	
株主資本合計		27,893
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	701	
その他の包括利益累計額合計		701
純資産合計		28,594
負債・純資産合計		89,048

連 結 損 益 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益		80,981	
営業費用			
道路資産賃借料	46,977		
高速道路等事業管理費及び売上原価	30,343		
販売費及び一般管理費	3,035	80,356	
営業利益			625
営業外収益			
受取利息		32	
有価証券利息		43	
土地物件貸付料		85	
負ののれん償却額		102	
雑収入		30	294
営業外費用			
雑損失		12	12
経常利益			907
税金等調整前当期純利益			907
法人税、住民税及び事業税			110
法人税等調整額			36
当期純利益			760
親会社株主に帰属する当期純利益			<u>760</u>

連結株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
令和6年4月1日残高	4,000	4,000	19,133	27,133	660	660	27,794
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			760	760			760
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					40	40	40
連結会計年度中の変動額合計	－	－	760	760	40	40	800
令和7年3月31日残高	4,000	4,000	19,893	27,893	701	701	28,594

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

J B ハイウェイサービス(株) 本四高速道路ブリッジエンジニア(株) J B トールシステム(株)

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

①高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

②受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	17,975百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	13,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	31,878百万円

3. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は77百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。
営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債であります。
借入金は、主として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等（連結貸借対照表計上額6百万円）は次表には含めておりません。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「未収入金」、「有価証券」、「未払金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)			
	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 長期借入金	(34,881)	(34,870)	△10

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 長期借入金

変動金利による借入金の時価は、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)	
連結貸借対照表計上額	時価
2,454	5,095

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法に基づく金額であります。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	47,018百万円
一年超	1,778,890百万円
合 計	1,825,909百万円

令和7年3月24日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		百万円
退職給付に係る負債		2,095
賞与引当金		191
契約負債		169
未払事業税		37
税務上の繰越欠損金		580
その他		167
繰延税金資産小計		3,243
評価性引当額		△ 2,998
繰延税金資産合計		245
(繰延税金負債)		百万円
子会社時価評価差額		△ 53
繰延税金負債合計		△ 53
繰延税金資産の純額		192

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、当連結会計年度中にグループ通算制度の申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用いたします。これに伴い、当連結会計年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）に基づき、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	(独)日本高 速道路保有 ・債務返済 機構	神奈川県 横浜市 西区	5,651,733	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付、承 継債務の 返済等	—	道路資産の借受	道路資産 賃借料 (注1)	46,977	未払金	9,740
						道路資産の引渡	道路資産 完成高	8,777	未収入金	130
						債務保証	債務保証 (注2)	13,100	—	—
							債務保証 (注3)	31,878	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)令和7年3月24日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,825,909百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

収益認識に関する注記

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,574.37円
一株当たり当期純利益	95.06円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	百万円
退職給付債務の期首残高	13,630
勤務費用	461
利息費用	169
数理計算上の差異の当期発生額	△ 176
退職給付の支払額	△ 691
退職給付債務の期末残高	13,393

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	百万円	
年金資産の期首残高	6,480	
期待運用収益	108	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 77	
事業主からの拠出額	534	
退職給付の支払額	△ 278	
その他	25	
年金資産の期末残高	6,793	
(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	百万円	
積立型制度の退職給付債務	7,171	
年金資産	△ 6,793	
	378	
非積立型制度の退職給付債務	6,221	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,600	
	百万円	
退職給付に係る負債	6,600	
退職給付に係る資産	-	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,600	
(4) 退職給付に関連する損益	百万円	
勤務費用	461	
利息費用	169	
期待運用収益	△ 108	
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 13	
過去勤務費用の当期の費用処理額	23	
その他	△ 35	
確定給付制度に係る退職給付費用	496	
(5) 退職給付に係る調整額	百万円	
退職給付に係る調整額（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
過去勤務費用	23	
数理計算上の差異	85	
合計	108	
(6) 退職給付に係る調整累計額	百万円	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
未認識過去勤務費用	△ 83	
未認識数理計算上の差異	894	
合計	811	
(7) 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
国内債券	25%	
国内株式	7%	
外国債券	7%	
外国株式	6%	
保険資産（一般勘定）	33%	
現金及び預金	2%	
その他	20%	
合計	100%	
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。		
(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項		
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	主として	1.3%
長期期待運用収益率	主として	2.0%
予想昇給率	主として	2.2%

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 飴 本 拓 真
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 飴 本 拓 真
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計

算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役

横内啓太郎

社外監査役

南部真知子

社外監査役

鈴野仁子